南相馬市外国語指導助手派遣業務仕様書

本仕様書は、南相馬市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が、外国語指導助手（以下「ＡＬＴ」という。）による語学指導業務を円滑かつ効果的に運営するために必要な事項を定めることを目的とする。

１．法令等の遵守

事業者は、業務の遂行に当たり、労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律（昭和６０年法律第８８号。以下「労働者派遣法」という。）、個人情報の保護に関する法律（平成１５年法律第５７号。）、地方自治法（昭和２２年法律第６７号）、南相馬市個人情報の保護に関する法律施行条例（令和５年条例第２号）、学校設置者等及び民間教育保育等事業者による児童対象性暴力等の防止等のための措置に関する法律（令和６年法律第６９号。以下「こども性暴力防止法」という。）、その他関係法令を遵守し、業務を行わなければならない。

また、個人情報を取り扱う場合には、その取扱いに十分留意し、漏えい、滅失及び毀損の防止その他適切な管理のために必要な措置を講じなければならないほか、業務上知り得た情報を第三者に漏らし、又は自己若しくは第三者の利益のために使用してはならない。これは派遣期間終了後も同様とする。

さらに、こども性暴力防止法の趣旨を踏まえ、児童生徒等の安全確保に十分留意し、児童対象性暴力等を防止するために必要な措置を講じなければならない。

２．業務場所

教育委員会が指定する南相馬市立小学校、中学校、幼稚園、保育園及び認定こども園とする。

詳細は、別紙１「業務場所一覧」及び別紙２「ＡＬＴの配置について」のとおりとする。

３．契約期間

契約締結の日から令和１２年３月３１日まで

（ＡＬＴの派遣開始は令和９年４月１日から）

※契約締結後から令和９年３月３１日までは準備期間とし、派遣料の支払いはないものとする。

４．業務内容

（１）事業者の実施する業務

①南相馬市立小学校、中学校、幼稚園、保育園、認定こども園（以下「学校等」という）へのＡＬＴ派遣業務

②上記の業務を円滑に履行するために必要な次の業務

（ア）担当コーディネーターの選任

（イ）教育委員会、学校等、ＡＬＴの連絡調整

（ウ）教育委員会及び学校等への定期的な巡回訪問

（エ）ＡＬＴの業務遂行の把握及び評価

（オ）ＡＬＴに対する学習指導要領に基づく指導、カリキュラム等への理解、その他業務遂行に必要となる研修の実施
（カ）ＡＬＴに係る学校等からの要望や苦情への対応
（キ）ＡＬＴの勤務管理及び欠勤・遅刻等がある場合の教育委員会及び学校等への事前報告
（ク）ＡＬＴが使用する教材や授業プランの提供と指導方法への助言
（ケ）教育委員会や学校等への教材や学習プログラムの提供
（コ）学校等における国際交流・異文化交流活動（例：ビデオレターやオンライン交流など）の支援
（サ）１０の報告書等の提出
（シ）法令等により派遣元に義務付けられている諸手続き

（２）ＡＬＴ（派遣労働者）の実施する業務

①学校等における業務
（ア）学校等の年間指導計画に基づく英語指導の指導補助及び事前打ち合わせ
※日本人教員とのティームティーチングを基本とする。
（イ）英語指導に係る教材・授業プランの作成及び評価補助
（ウ）学校行事、特別活動及び課外活動への参加や指導補助
（エ）国際理解教育に係る授業や行事における指導補助
（オ）教育委員会及び学校が参加を依頼する研修会及び会議等への参加
（カ）上記業務内容に附帯する業務及び関連業務

（３）その他の業務

①ＡＬＴ集中派遣事業
市内中学校６校におけるＡＬＴ集中派遣事業（市内中学校１校当たり年１回１０人を派遣し、学校と調整の上でＡＬＴが企画する授業等を実施する事業）の実施。

②英語検定試験対策講座
市内中学校に通学する中学生を対象とする英語検定試験対策講座（年２回開催、１回につき最大１０人のＡＬＴを派遣し、英語検定試験３級以上の対策講座）の実施。

５．ＡＬＴの派遣人数

（１）学校等への派遣人数は１０人とする。ただし、学級数、派遣場所の追加が生じた場合など、状況変化に応じ、教育委員会と事業者で協議のうえ、派遣人数の変更を行う場合がある。
（２）ＡＬＴ集中派遣事業への派遣人数は１０人とし、学校等に派遣する１０人とは別に手配し市内中学校に派遣するものとする。
（３）英語検定試験対策講座への派遣人数は最大１０人とし、講座の申し込み状況に応じて、教育委員会と派遣人数を調整するものとする。

６．勤務日数及び時間について

（１）派遣日は、土曜日・日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日、学校の休日を除く、月曜日から金曜日の午前８時から午後４時まで（年間２０５日程度・１日あたり７時間勤務、休憩時間１時間を除く）とする。

（２）学校行事等により、土曜日・日曜日又は国民の祝日に関する法律に規定する休日を勤務日とする必要がある場合は、その週を含めて４週間以内に振替休日を与える。

７．ＡＬＴの条件

派遣するＡＬＴの条件は、以下を満たす者とする。

（１）日本での就労に必要な査証等を有している者であること。こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認、研修受講、その他法令上必要な手続の対象となる場合には、これらの手続に適切に応じることができる者であること。

（２）英語を母語とし、英語使用国の大学卒業資格又はそれと同等の資格を有する者で、現代の標準的な発音、リズム、イントネーションを身に付け、正確かつ適切に運用できる優れた語学力を有していること。また、論理的に文章を構成する力を備えていること。

（３）日本文化及び日本の学校行事を理解し、英語指導に熱意をもって取り組める者。

（４）通勤及び各勤務地への移動が自分で行える者。

※派遣先によっては自動車免許を有していなければ移動できない場合がある。

（５）授業の打ち合わせ等ができる程度の日本語を話し、理解できる者。

（６）労働安全衛生法その他関係法令に基づき、事業者が実施する健康診断等を受診し、業務遂行に必要な健康管理が適切に行われている者。

８．こども性暴力防止法に基づく措置

（１）教育委員会は、こども性暴力防止法に基づき、対象となるＡＬＴについて、犯罪事実確認、研修受講その他法令上必要な措置を実施するものとする。事業者は、これらの措置が適切に実施できるよう、対象となるＡＬＴへの周知、必要な情報の提供、連絡調整その他必要な協力を行わなければならない。

（２）事業者は、対象となるＡＬＴに対し、こども性暴力防止法に基づく犯罪事実確認及び法令上必要な研修受講等の対象となることその他必要な事項を、書面その他適切な方法により事前に伝達し、これらに応じるよう指示しなければならない。

（３）教育委員会及び事業者は、こども性暴力防止法に基づく措置を実施するため、必要な範囲で相互に連絡調整を行うものとする。事業者は、ＡＬＴが犯罪事実確認又は法令上必要な研修受講等に応じない場合又は法令上必要な期限までにこれらを完了できない場合には、速やかに教育委員会に報告しなければならない。教育委員会は、必要に応じて、事業者に対し当該ＡＬＴの変更その他必要な措置を求めることができる。

（４）教育委員会は、ＡＬＴについて、こども性暴力防止法第６条に規定する児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めたときは、労働者派遣契約に基づき、事業者に対し、当該ＡＬＴの変更又は従事する業務の変更を求めることができる。事業者は、これを受けたときは、速やかに必要な措置を講じなければならない。

（５）前項に基づく求めを行う場合、教育委員会は、犯罪事実確認書の内容、犯罪事実確認の結果その他法令により秘密として取り扱うべき情報を事業者に提供してはならない。事業者に対しては、当該ＡＬＴについて児童対象性暴力等が行われるおそれがあると認めた旨及び当該ＡＬＴの変更又は業務の変更に必要な範囲の情報のみを提供するものとする。

（６）事業者は、前項の情報その他こども性暴力防止法に基づく措置に関連して教育委員会から提供を受けた情報について、当該ＡＬＴの変更、業務の変更その他法令上必要な措置のために必要な範囲を超えて利用し、又は第三者に提供してはならない。また、個人情報の保護に関する法律その他関係法令及び関係ガイドラインに従い、適正に管理しなければならない。

（７）事業者は、こども性暴力防止法に基づく措置によりＡＬＴの変更等が必要となった場合には、当該変更等のみを理由として当該ＡＬＴを解雇するなど、不当に不利益な取り扱いを行うことなく、労働者派遣法その他の労働関係法令及び自社の就業規則等に従い、当該ＡＬＴの雇用関係について適切に対応するものとする。

９．派遣料金

派遣業務料には次のものを含む。

（１）ＡＬＴの人件費（給料、諸手当、法定福利費）

（２）ＡＬＴの学校等への移動に対する交通費等

（３）採用・研修・指導・打ち合わせ等の諸経費

（４）ＡＬＴが使用する教材教具費

（５）ＡＬＴ集中派遣事業に要する経費

（６）英語検定対策講座に要する経費

（７）その他必要な諸経費（住居に関する費用、服務管理費等）

（８）消費税及び地方消費税

１０．報告書等の提出

（１）労働保険料等納付証明書を勤務開始日までに提出すること。

（２）研修報告書を研修後１０日以内に提出すること。

（３）月別業務報告書（巡回校別勤務日数、業務記録内容の概要を記載）を翌月１０日までに提出すること。ただし、３月分は３月３１日までとする。

（４）事業完了報告書（名簿、巡回校別月別勤務日数及び合計の勤務日数、業務内容等）を各年度、当該年度の３月３１日までに提出すること。

（５）事業者は、ＡＬＴの配置に先立ち、教育委員会がこども性暴力防止法に基づく必要な措置を実施できるよう、対象となるＡＬＴへの周知、必要な情報の提供、連絡調整、その他必要な協力を行うこと。

（６）事業者は、前項の措置の実施に必要な範囲で、教育委員会から求められた対象となるＡＬＴの本人特定情報、対象業務への従事状況、その他法令上必要な情報を、教育委員会が指定する期限までに提出すること。

１１．派遣料の支払

（１）発注者は当月分の支払請求書を受理した日から３０日以内に派遣料を支払うものとする。

（２）発注者が支払う各月の派遣料の額は、ＡＬＴ１人あたりの年間派遣料を派遣開始月以降の年間派遣月数で均等に分割した額とする。この場合、各月の派遣料は１００円未満を切り捨てるものとし、切り捨てた額の合計額は、当該年度最初の月の派遣料請求額に加えることとする。

１２．ＡＬＴの欠勤・交代について

（１）ＡＬＴが急な欠勤により派遣先所属長が代替要員の派遣を希望する場合は、事業者の責任により対応しなければならない。なお、代替要員に係る経費等の負担については事業者の負担とする。

（２）ＡＬＴの指導力又は児童生徒、教員、教育委員会等との関係について、業務遂行上必要な改善が認められる場合、教育委員会は、事業者と連携して必要な指導及び改善を求めることができる。改善の見込みがない場合、教育委員会は事業者に対しＡＬＴの変更を求めることができる。なお、変更に伴う経費の負担については事業者の負担とする。

（３）こども性暴力防止法に基づき、児童対象性暴力等が行われるおそれがあると教育委員会が認めた場合のＡＬＴの変更又はその他の措置については、８の規定によるものとする。

１３．ＡＬＴの業務遂行中及び業務のための移動中における事故について

ＡＬＴの業務遂行中及び業務場所への移動中の事故については、事業者の責任において処理するものとする。ただし、その事故が指揮命令者その他派遣先の使用する者の労働者に対する指揮命令等により生じたと認められる場合はこの限りではない。

１４．派遣事業上の賠償責任について

本事業の実施上、事業者又はＡＬＴの責に帰す理由により教育委員会、学校等又は第三者に損害を与えた場合は、事業者の責任において賠償するものとする。

１５．その他の特約事項

（１）派遣するＡＬＴは、業務の継続性及び教育上の効果を確保するため、業務場所ごとに同一年度内は同一の者を派遣することを原則とする。ただし、退職、休職、病気、事故その他やむを得ない事由がある場合は、この限りではない。

（２）ＡＬＴは、労働者派遣契約に定める指揮命令者の指示に従い、業務を遂行するものとする。

（３）ＡＬＴは、教育委員会がＡＬＴの資質や指導力向上のための研修会を行う場合、参加しなければならない。なお、その研修に係る旅費等は事業者の負担とする。

（４）事業者は、ＡＬＴから苦情の申出を受けた場合は、速やかに教育委員会にその旨を通知すること。

（５）この仕様書に定めのない事項及び疑義が生じた場合は、必要に応じて、教育委員会と事業者で協議して定める。

（６）教育委員会及び学校教員等と協力して作成した教材、カリキュラム等に関わる著作権やその他知的財産権は、当該学校等及び教育委員会に属する。

【別紙１】業務場所一覧

●小学校

（令和８年５月１日現在）

No.	学　校　名	児童数	学年別学級数					
			1年	2年	3年	4年	5年	6年
1	原町第一小学校	323	2	2	2	2	2	2
2	原町第二小学校	197	1	1	1	2	1	1
3	原町第三小学校	425	3	2	3	2	3	2
4	高平小学校	100	1	1	1	1	1	1
5	大甕小学校	100	1	1	1	1	1	1
6	太田小学校	35	1		1		1	1
7	石神第一小学校	70	1	1	1	1	1	1
8	石神第二小学校	352	2	2	2	2	2	2
9	鹿島小学校	305	2	1	2	2	2	2
11	上真野小学校	65	1	1	1	1	1	1
12	小高小学校	106	1	1	1	1	1	1

●中学校

（令和８年５月１日現在）

No.	学　校　名	児童数	学年別学級数		
			1年	2年	3年
1	原町第一中学校	329	3	3	4
2	原町第二中学校	164	2	2	2
3	原町第三中学校	68	1	1	1
4	石神中学校	175	2	2	2
5	鹿島中学校	213	3	2	3
6	小高中学校	30	1	1	1

●幼稚園・保育園・認定こども園

（令和８年５月１日現在）

No.	施　設　名	園児数	年齢別園児数					
			0歳児	1歳児	2歳児	3歳児	4歳児	5歳児
1	高平幼稚園	28	0	0	0	6	7	15
2	大甕幼稚園	32	0	0	0	9	12	11
3	鹿島幼稚園	45	0	0	0	14	18	13
4	かしま保育園	115	10	19	18	19	24	25
5	かみまの保育園	40	0	4	11	12	7	6
6	おだか認定こども園	81	4	8	19	14	20	16

【別紙２】ＡＬＴの配置について

ＡＬＴの配置は学校種別、学年別に以下の授業時数を基本として配置するものとする。
ただし、別途教育委員会と受注者との協議のもと業務場所や時数の振替ができるものとする。

区　分	学　　年	授業時数の目安
小学校	１・２学年	１学級あたり１時間／月
	３・４学年	１学級あたり１時間／週
	５・６学年	１学級あたり２時間／週
中学校	全学年	１学級あたり２時間／週
幼稚園 保育園 認定こども園	主に年長・年中	１施設あたり１時間／月 （年間10～11回程度）

●市雇用ＡＬＴについて

南相馬市においては、受注者からの派遣ＡＬＴのほか、市が直接雇用するＡＬＴ２名も同様に業務を行うこととなるため、今回発注するＡＬＴ１０名に加え、市雇用ＡＬＴ２名の合計１２名により市内小・中学校・幼稚園等において上記授業を分担するものである。

●業務場所の組み合わせ

ＡＬＴ	配置学校等
派遣者１	原町第一中学校
派遣者２	原町第二中学校
派遣者３	原町第三中学校
派遣者４	石神中学校
派遣者５	鹿島中学校
派遣者６	原町第一小学校、高平小学校、高平幼稚園
派遣者７	原町第二小学校、大甕小学校、大甕幼稚園
派遣者８	原町第三小学校、太田小学校
派遣者９	石神第一小学校、石神第二小学校
派遣者１０	小高小学校、おだか認定こども園
市雇用者１	鹿島小学校、上真野小学校、鹿島幼稚園、かしま保育園、かみまの保育園
市雇用者２	小高中学校